Ｑ１ 単独様式と複数様式があるが、どちらを使用してもいいのか。

正当な理由の範囲⑤「理由書」に係るＱ＆Ａ

Ａ どちらを使用してもかまいません。

Ｑ２ 複数様式に記入してもらった後、サービスが追加になった。複数様式に余白があるが、 余白にサービスを追加してもいいか。

Ａ 不可。別に理由書を記入し提出してもらう必要があります。必ず、事業所利用開始年月

より理由書記載年月日が後の日付になります。

Ｑ３ 「理由書」については、期間中に居宅介護支援事業所を変更した方や亡くなった方も 対象となるのか。

Ａ 「理由書」の対象者は判定期間中に紹介率最高法人を利用した全ての利用者が対象であ

り、途中で事業所を変更した方や要支援になった方も含まれます。ただし、亡くなった方は

除かれます。

Ｑ４ 過去に一度「理由書」を徴収した利用者についても、改めて「理由書」の徴取が必要な のか。

Ａ 特定事業所集中減算の書類提出の度に「理由書」を徴取する必要はありません。また、平成２７年度前期までの取扱いで既に「アンケート」を徴取している利用者においては、改めて「理由書」を徴取する必要はありません。

Ｑ５ 代理人が記入する場合、介護支援専門員でもいいか。

Ａ 当該調査は居宅介護支援事業所の減算にかかわる調査であることから、当事者である居宅介護支援事業所の職員である介護支援専門員は代理人としては認められません。本人が記載できない場合は、本人の意向を踏まえたうえで、家族や身内が代理人として記載すること。なお、独居等で身寄りがない場合は、家族や身内以外の第３者が本人から聞き取りのうえ記入してください。

Ｑ６ その他特に注意すべき点はありますか。

Ａ ・代理人記載の場合は必ず「利用者と代理人の間柄」を記載してもらうこと。

・必ず利用者氏名を記載してもらうこと。また、選択肢のうち１つ以上に必ず○をつけて

もらうこと。選択肢に○がついていない理由書は無効とします。

・選択肢１と２を同時に選ぶ等、内容が矛盾するような回答にならないよう「理由書」徴取

の際は利用者に内容を十分ご説明ください。

・選択肢を追加する等の「理由書」の基本的な書式を変更しないこと。

Ａ　必要ありません。事業所で適切に保存してください（判定期間後の算定期間が完結　してから５年間）。紹介率最高法人の占める割合が８０ ％ を超えたサービスは、理由書の内容を転記した「理由書提出一覧表」を提出してください。

Ｑ７ 「理由書」を宇土市に提出する必要はありますか。

Ｑ８ 一人の利用者に対して同一法人の複数事業所（同一サービス）を提供するように計画 された場合、「理由書」は、法人ごとに記載すればいいか。

Ａ 「理由書」は事業所ごとに記載が必要です。ただし、「理由書提出一覧表」は、利用

者ごとに「理由書」の内容を合わせて記載し、適否を判断してください。